

令和 7 年度

市有地売却に関する 一般競争入札案内書



《市有地一般競争入札による購入のメリット》

- ・原則的に誰でも参加できる入札制度です。
- ・仲介手数料、所有権移転登記手数料が不要です。

春日部市

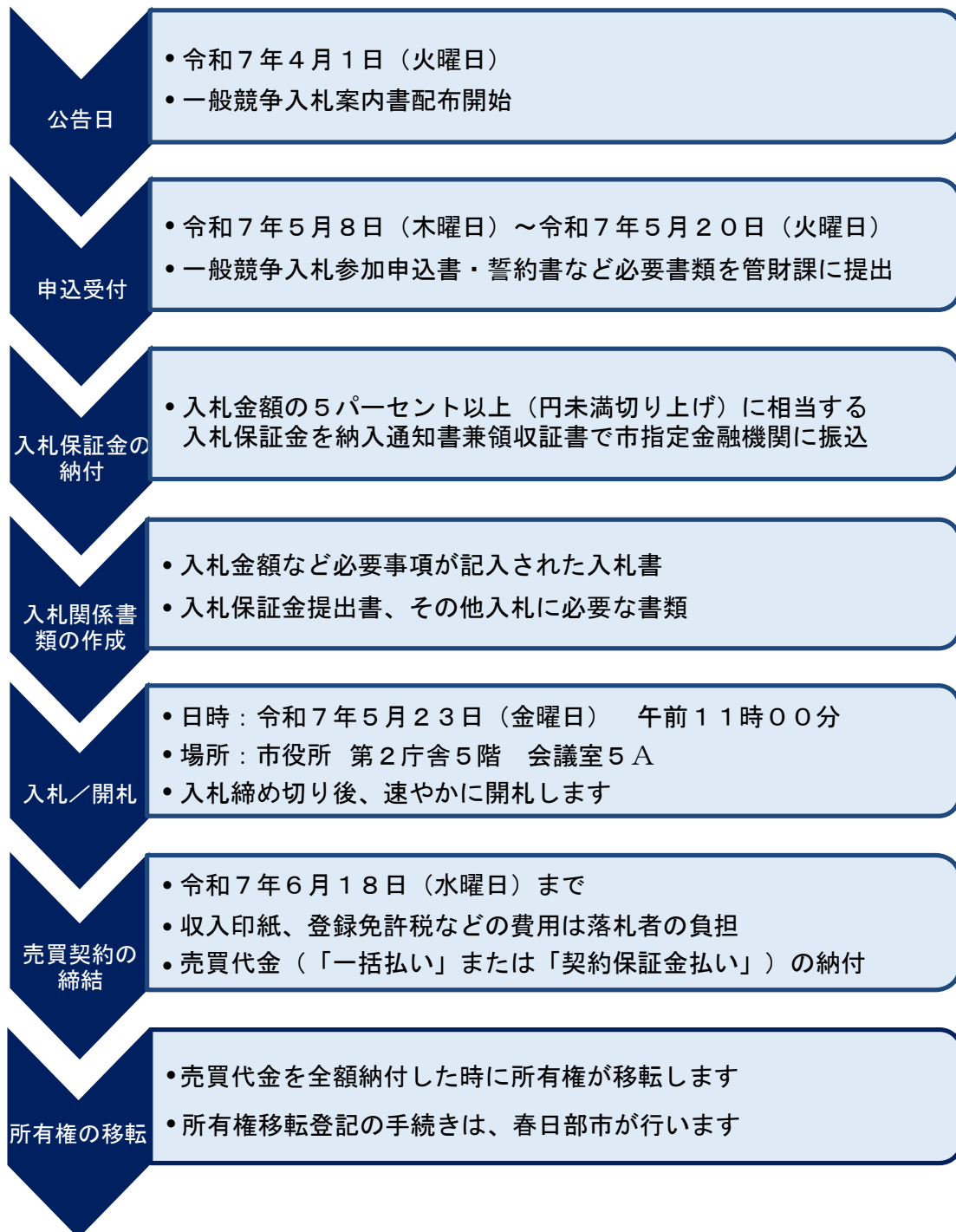


入札物件一覧表

物件番号	所 在 地	地 目	実 測 面 積	最低売却価格
1	米崎字橋本上 458 番 3	雑 種 地	123.73	1,509,506 円

※都合により、一部の物件の入札を中止する場合があります

一般競争入札の流れ



目 次

一般競争入札参加要領

第 1	はじめに	1
第 2	入札に付す売払物件について	1
第 3	入札の参加資格がない者	2
第 4	契約の条件	2
第 5	入札の参加申込み	2
第 6	入札及び開札の日時及び場所	3
第 7	入札方法等	4
第 8	入札の無効	4
第 9	開札	5
第 10	落札者の決定	5
第 11	入札保証金の返還等	6
第 12	契約の締結等	6
第 13	売買代金の支払方法	6
第 14	所有権の移転等	7
第 15	契約の解除等	7
第 16	不落等物件の売払	7
第 17	暴力団の排除	7
第 18	資料の閲覧	8
第 19	その他	8

<参考>入札参加資格に関する法令	10
------------------	----

契約書式

一括払い	13
契約保証金払い	17

物件調書	21
------	----

各様式記入例	41
--------	----

市有地売払いに関する一般競争入札参加要領

第1 はじめに

- 1 入札の参加にあたっては、この案内書に記載される各事項を熟読し、了承したうえで参加してください。
- 2 物件は、現状有姿（あるがままのすがた）の引渡しです。工作物や樹木の越境等については、極力物件調書に記載してありますが、現況と相違している場合、現況が優先し、契約後も現況のまま引渡しになります。
- 3 入札に使用される印鑑は、すべて印鑑登録されている印鑑（実印）をご使用ください（代理人の使用印を除く）。

第2 入札に付す売払物件について

- 1 入札に付す売払物件（以下「物件」という。）は、入札物件一覧表のとおりです。なお、都合により一部の物件の入札を中止する場合があります。
その場合、入札参加に要した費用（調査費など）の補償はできませんのでご了承ください。
- 2 物件は、現状での売買及び引渡しとなります。現地案内は行いませんので、物件調書をご覧のうえ、必ず事前に現地及び諸規制等について調査・確認を行ってください。現地を示す「立看板」には、次の表示がしてあります。

（表示例）

売地 物件番号:1
実測面積 123.73 m ² 最低売却価格 ¥ 1, 509, 506円
入札参加申込期間: 令和7年5月8日～令和7年5月20日
お問い合わせ 春日部市役所 管財課 048-736-1111(内線 2332～2334)

※現地を確認の際は、近隣の迷惑にならないようご配慮願います。

- 3 地下埋設物掘削調査物件を行っていません。地中にて地下工作物（ブロック塀、フェンス、擁壁等の基礎）が境界を越えている場合がありますが、市では解消するための交渉や手続き等を行いません。落札後にこられが支障となる場合には、落札者の責任において関係者間で調整し、解決してください。
- 4 物件は実測のうえ、境界を確定しています。
- 5 地歴調査の内容については、「第18 資料の閲覧」及び物件調書を参照し、了承したうえでお申し込みください。

第3 入札の参加資格がない者

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加することができません。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 2 春日部市特別職及び春日部市職員（配偶者及び一親等内の親族を含む。）
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員
また、埼玉県暴力団排除条例第19条に違反している事実がある者
- 4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員

（注）入札の参加資格に関する上記法令については、10頁～12頁をご参照ください。

第4 契約の条件

- 1 契約については13頁～21頁に示す土地売買契約書（案）の各条項を必ず確認のうえ、了承したうえで入札に参加してください。

第5 入札の参加申込み

- 1 入札参加者は、事前に下記3記載の申込必要書類を提出しなければ、入札に参加することができません。
なお、郵送による申込みは受け付けません。

- 2 入札参加申込の受付期間は、次のとおりです。

受付期間 令和7年5月8日（木）から
令和7年5月20日（火）まで（閉庁日を除く）
受付場所 市役所 財務部管財課（第2庁舎5階）
受付時間 午前8時30分から正午まで
午後1時から5時15分まで

- 3 申込必要書類

- (1) 一般競争入札参加申込書

（注）共有名義で申し込む場合、代表者選任届を併せて提出してください。

- (2) 誓約書

（注）法人及び団体の場合は、役員一覧が必要です。

- (3) 添付書類（発行後3か月以内のもの）

- ・個人の場合 住民票及び印鑑証明書（各1通）
- ・法人及び団体の場合 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書及び印鑑証明書（各1通）

なお、役員に法人等が含まれる場合には、その法人等の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書が必要です。

（注）共有名義で申し込む場合は、共有者全員の添付書類が必要です。

4 その他

(1) 申込みを受け付けた場合は、次の書類を交付します。

- ・ 一般競争入札参加申込書（写）
- ・ 入札保証金提出書
- ・ 納入通知書兼領収証書（振込用紙）
- ・ 入札書
- ・ 委任状
- ・ 入札書提出用封筒

第6 入札及び開札の日時及び場所

1 入札及び開札の日時は、次のとおりです。入札締切り後、速やかに開札を行います。

・ 期 日 令和7年5月23日（金） 午前11時00分

・ 入札場所 市役所 第2庁舎5階 会議室5A

（注）入札時間になりましたら係の者をご案内しますので、入札場所の近くでお待ちください。

第7 入札方法等

1 入札保証金の納付等

(1) 入札参加者は、入札書に記入する入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）の入札保証金を、市の発行する納入通知書兼領収証書により、市指定金融機関に振り込んでください。金融機関の領収印がある納入通知書兼領収証書は、入札保証金提出書と一緒に入札時に提出してください。

(2) 入札保証金には、利息を付しません。

2 入札方法

(1) 入札当日は、下記の書類をお持ちください。

- ①一般競争入札参加申込書（写）
- ②入札書
- ③入札保証金提出書
- ④金融機関の領収印がある納入通知書兼領収証書（原本）
- ⑤委任状（委任しない場合は、不要です。）

（注）②～④は、封筒に入れ封印してください。

必要事項を黒のペン又はボールペン等の消えない筆記用具で記入、押印等を行ったうえ、第7-1記載の入札保証金を納付し、必ずお持ちください。

(2) 各提出書類の記入例等については、24頁～32頁に記載してありますのでご参照ください。

(3) 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記入して、記名押印のうえ、入札保証金提出書と納入通知書兼領収書を一緒に封筒に入れ、係員に提出してください。

- (4) 入札参加者は、代理人に入札を行わせるときは、代理人に委任状を提出させてください。
 - (5) 法人として入札に参加する場合、参加者は1法人につき1名とします。
 - (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。また、入札執行途中で入退室をすることはできません。
 - (7) 共有名義で申込みをした参加者は、代表者選任届により代表者として選任された方が、入札に参加してください。代表者選任届に記載した名義及び持分は、変更することはできません。
 - (8) 土地売買に消費税は課税されません。
- 3 入札参加者が1人の場合においても入札を執行します。

第8 入札の無効

- (1) 入札の参加資格がない者がした入札
- (2) 入札書に入札者の記名押印のない入札
- (3) 記載すべき事項の記入のない入札書及び入札書に記入された事項が判読できない入札
- (4) 入札保証金を納付しない者又は入札書に記載する入札金額の100分の5に満たない入札保証金を納付した者の入札
- (5) 入札金額その他の記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印がない入札
- (6) 同一の入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (7) 同一の入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- (8) 代理人による入札において、入札書に代理人の住所、氏名の記入及び押印のない入札
- (9) 入札時に入札保証金提出書、納入通知書兼領収証書を提出しないで入札した者の入札
- (10) 他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者に係る入札
- (11) 埼玉県暴力団排除条例（平成24年埼玉県条例第54号）第19条第1項から第3項までに違反する事実がある者がした入札
- (12) 入札参加申込書を提出していない者がした入札
- (13) 郵送をもって、入札書を送付してきた入札
- (14) 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- (15) 最低売却価格に達しない入札
- (16) その他入札の条件に違反し又は不正な行為があった入札

第 9 開札

- 1 開札は、入札後ただちに入札者立ち会いのもとで行います。
- 2 入札者は、応札した物件の開札が終了するまでは、退室することはできません。

第 10 落札者の決定

- 1 落札者は、市が定めた最低売却価格以上の価格で入札し、かつ、最高の価格をもって入札した者としてします。
- 2 上記 1 による入札者が、2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。
- 3 落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときは、その旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。
- 4 応札件数、落札者、落札金額については、春日部市ホームページにおいて公表します。ただし、個人が落札した場合は、氏名の公表はしません。
- 5 落札後に、落札者が暴力団等ではないことを確認するため、落札者から提出された書類は、埼玉県警察本部への照会に使用します。

照会の結果、第 3-3 に該当することが判明した場合は、その落札は失効となり、入札保証金は市に帰属することになります。

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報、上記照会を含めた入札関連事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

第 11 入札保証金の返還等

- 1 落札者以外の者が納付した入札保証金は、落札者決定後、入札保証金の返還手続きを行います。入札保証金提出書の入札保証金返還請求欄に金融機関名、預金の種類、口座番号、口座名義人氏名を、正確に記入してください。
- 2 返還には、1 か月ほど期間を要しますので、ご了承ください。
- 3 入札保証金は、その受入期間について利子を付けません。

第 12 契約の締結等

- 1 落札者は、令和 7 年 6 月 18 日（水）までに、13 頁～21 頁に示す土地売買契約書（案）により契約を締結します。
- 2 契約は、市が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定します。
- 3 落札者が契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、市に帰属します。また、契約を辞退した日から 2 年間は、一般競争入札売払の参加資格が停止されます。

第 1 3 売買代金の支払方法

1 一括払い

売買契約締結と同時に、市の発行する納入通知書により、売買代金の全額を納付していただきます。

(注) 落札者からの申し出により、納付されている入札保証金を、売買代金に充当することが出来ます。その場合は、売買代金から入札保証金を差し引いた金額を納付していただきます。

2 契約保証金払い

売買契約の締結と同時に、売買代金の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金を市の発行する納入通知書により納付していただきます。その後、売買契約日から 2 0 日以内に、市の発行する納入通知書により売買代金を納付していただきます。支払日を確認するため、支払後に領収書の写しを管財課に提出してください。

(注) 入札保証金と契約保証金について

- ・ 入札保証金は、売買契約締結後に還付しますが、落札者からの申し出により契約保証金に充当することも出来ます。その場合、入札保証金と契約保証金の差額を納付していただきます。
- ・ 契約保証金は、売買代金の完納後に還付しますが、落札者からの申し出により契約保証金を売買代金に充当することも出来ます。その場合は、売買代金と契約保証金との差額を納付していただきます。

売買代金の支払いが行われなかった場合には、契約は解除され、契約保証金は市に帰属します。また、契約が解除された日から 2 年間は、一般競争入札売払の参加資格が停止されます。

3 売買代金の分割納入はできません。

第 1 4 所有権の移転等

- 1 売買代金が完納されたときは、所有権の移転があったものとし、ただちに物件を引き渡します。
- 2 所有権の移転登記は、物件の引渡し後、市が行います。
- 3 契約書に貼付する収入印紙、登録免許税など契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

第 1 5 契約の解除等

- 1 市は、落札者が第 1 3 - 2 に定める義務を履行しないときは、この契約を解除します。
- 2 契約者が、この契約に定める義務を履行しないため市に損害を与えたときは、契約解除の如何に関わらず、市はその損害に相当する金額を損害賠償と

して請求することがあります。

第 16 不落等物件の売払

入札者がない物件および落札者が契約を締結しなかった物件は、希望者に先着順で売却する予定です。

申請受付期間等の詳細については、決定次第、春日部市ホームページ及び現地看板等でお知らせしますので、ホームページをご覧くださいか、管財課までお問合せください。

第 17 暴力団の排除

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、同法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び第 6 号に規定する暴力団員（以下暴力団等という。）は、入札に参加できません。

また、埼玉県暴力団排除条例第 19 条に違反している事実がある者も入札に参加できません。

- 2 落札者が暴力団等ではないことを確認するため、埼玉県警察本部に対し、照会します。
- 3 すでに締結済の契約であっても、照会の結果、1 に該当すると認められた場合は、契約を解除します。

第 18 資料の閲覧

売払い物件については、地歴調査を行っており、資料を閲覧することができます。ご希望の方は管財課窓口までお越しください。

第 19 その他

- 1 この要領に定めのない事項については、春日部市契約規則（平成 17 年規則第 126 号）その他関係法令の定めるところによります。
- 2 物件は現状有姿（あるがままのすがた）とし、雑草の草刈、切株の除去、並びに地下工作物（ブロック塀、フェンス、擁壁等の）の補修及び撤去等の負担及び調整等は、物件敷地の内外を問わず、市は一切行いません。また、市は、隠れた「かし」又は将来地形の変化等によって生じた責めは負いません。
- 3 税に関する問い合わせは、次のとおりです。

◇不動産取得税（県税）

春日部県税事務所 課税第二担当（不動産取得税）

048-737-2209

◇固定資産税・都市計画税（市税）

春日部市財務部 資産税課

048-736-1111

◇登録免許税（国税）

さいたま地方法務局 春日部出張所

048-752-2339

4 契約にあたっての費用

(1) 印紙税額（収入金額）

売買代金（契約金額）	税額（収入印紙）
100 万円を超え 500 万円以下	1,000 円
500 万円を超え 1,000 万円以下	5,000 円
1,000 万円を超え 5,000 万円以下	10,000 円
5,000 万円を超え 1 億円以下	30,000 円

（平成 26 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までの軽減措置による税額）

(2) 登録免許税

$$\begin{array}{l} \text{入札物件の近傍類似地の} \\ \text{固定資産税評価額} \\ \text{（1 m}^2\text{あたりの単価）} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{入札物件の地積} \\ \text{（m}^2\text{）} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{税率} \\ \text{（15／1,000）} \end{array} = \text{税額}$$

(3) 仲介手数料、所有権移転登記に関する司法書士手数料はかかりません。

＜参考＞

◇地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

◇地方自治法（抄）

（契約の履行の確保）

第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

◇暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三十二条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

◇埼玉県暴力団排除条例（抄）

（利益の供与等の禁止）

第 19 条 事業者は、その事業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用すること又は暴力団の威力を利用したことの対償として、金品その他の財産上の利益の供与（以下この条及び第 22 条において単に「利益の供与」という。）をすること。
- (2) 暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償のない利益の供与をすること。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、情を知って、暴力団の資金獲得のための活動を行う場所の提供その他の暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与であって、公安委員会規則で定めるものをする事。
- 2 事業者は、前項に定めるもののほか、その事業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与（法令上の義務又は情を知らないで締結した契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合におけるものを除く。）をしてはならない。
- 3 事業者は、その事業に関し、暴力団員に対し、不当に優先的な取扱いをしてはならない。

◇無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（抄）

（観察処分）

第五条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

- 一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。
- 二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。
- 三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員（団体の意思決定に関与し得る者であって、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。）であった者の全部又は一部が当該団体の役員であること。
- 四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること。

土地売買契約書（案）（一括払い）

売主 春日部市長（以下「甲」という。）と買主 ○○ ○○（以下「乙」という。）とは、土地の売買について、次のとおり土地売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 甲は、乙に対し、甲の所有する次の土地（以下「売買物件」という。）を売り渡し、乙は、これを買受ける。

所在及び地番	地目	地積(㎡)
春日部市		

（売買代金）

第2条 売買物件の代金（以下「売買代金」という。）は、金_____円とする。

2 前項の売買代金のうち、金_____円は、入札保証金より充当するものとする。

（売買代金の支払い）

第3条 乙は、売買代金のうち入札保証金を除いた金_____円を、甲の発行する納入通知書により、本契約締結と同日かつ契約締結前までに、その指定する場所において支払わなければならない。

（所有権の移転及び物件の引き渡し）

第4条 売買物件の所有権は、乙が第2条の売買代金の支払いを完了したときは、甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、前項の規定によりその所有権を乙に移転したときは、乙に対し現況のまま引き渡すものとする。

（所有権の移転登記）

第5条 甲は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が乙に移転した後、速やかに乙に対し所有権移転登記手続をするものとする。ただし、所有権移転登記手続に要する登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（危険負担）

第6条 乙は、この契約締結の時から売買物件を乙に引き渡すまでの間において、当該物件が甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、その損害は乙が負担し、甲に対して売買代金の減免又は契約の解除を請求することができない。

（特約条項）

第7条 乙は、売買物件が物件調書等（別紙）記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買受けるものとする。

（契約不適合責任）

第7条の2 乙は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に

適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から 2 年以内に甲に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

- (1) 修補をする場合において、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。
- (2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。
- (3) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。
- (4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。
- (5) 本条の契約不適合により、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。
- (6) 本条の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。

2 前項の契約不適合について、乙は、甲に対して、代金減額を請求することはできない。

3 乙が本契約締結時に第 1 項の契約不適合を知っていたときは、甲は本条の責任を負わない。

4 第 7 条（特約条項）の内容については、第 1 項の契約不適合に該当しない。
（境界の疑義等）

第 8 条 乙は、売買物件の引き渡しを受けた後、売買物件の境界について第三者との間に疑義が生じたときは、乙の責任において処理するものとする。
（公序良俗に反する使用等の禁止）

第 9 条 乙は、売買物件をこの契約の締結の日から 10 年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

（実地調査等）

第 10 条 甲は、乙の前条に定める公序良俗に違反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく第 1 項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告を怠ってはならない。

(違約金)

第11条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 前条に定める義務に違反したとき 金(売買代金の1割)円

(2) 第9条に定める義務に違反したとき 金(売買代金の3割)円

2 前項の違約金は、第12条第4項及び第5項に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除等)

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第9条に定める義務に違反したとき又は次の各号の一に該当していると認められるときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合にはその者、法人である場合は役員又はその支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

5 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、契約解除の如何に関わらず、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払うものとする。

(原状回復義務)

第13条 乙は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、乙の費用をもって売買物件を原状に回復し、甲の指定する期日までに甲に返還しなければならない。

2 前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定期日までに当該物件の所有権移転登記の抹消登記及び抵当権設定登記その他の登記の各抹

消登記手続に関する書類を甲に提出するものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第14条 乙は、第12条の規定によりこの契約を解除された場合には、売買物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があつても、これを一切甲に請求しないものとする。

(返還金及び利子)

第15条 甲は、第12条の規定によりこの契約を解除した場合には、乙から売買物件の所有権移転登記及び手続の抹消、その他抵当権設定登記の抹消登記並びに第13条所定の原状回復義務の履行を受けた後、受領済みの売買代金から契約保証金並びに第12条第4項及び第5項の規定により、甲に支払うべき金額がある場合は、それらを控除して残金がある場合は、乙に返還するものとする。

2 前項の返還金には、利子を付さないものとする。

(契約の費用)

第16条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定等)

第17条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄するさいたま地方裁判所とする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

令和 年 月 日

住 所 春日部市中央七丁目2番地1

甲 氏 名 春日部市

春日部市長 岩 谷 一 弘

住 所

乙 氏 名

実印

土地売買契約書（案）（契約保証金払い）

売主 春日部市長（以下「甲」という。）と買主 ○○ ○○（以下「乙」という。）とは、土地の売買について、次のとおり土地売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 甲は、乙に対し、甲の所有する次の土地（以下「売買物件」という。）を売り渡し、乙は、これを買受ける。

所在及び地番	地 目	地 積（m ² ）
春日部市		

（売買代金）

第2条 売買物件の代金（以下「売買代金」という。）は、金（落札金額）円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約と同時に、契約保証金として金（売買代金の10%以上）円を、甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金_____円は入札保証金より充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第13条第4項及び第5項に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 第1項の契約保証金には、利子を付さない。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を、売買代金の一部に充当する。

6 乙がこの契約に定める義務を履行しないことを理由として、この契約が解除されたときは、第1項の契約保証金は甲に帰属し、甲は、その返還義務を負わないものとする。

（売買代金の支払い）

第4条 乙は、令和____年____月____日までに、甲に対し、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金_____円を、甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

（所有権の移転及び物件の引き渡し）

第5条 売買物件の所有権は、乙が第2条の売買代金の支払いを前条の期日までに完了したときは、甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、前項の規定によりその所有権を乙に移転したときは、乙に対し現況のまま引き渡すものとする。

(所有権の移転登記)

第6条 甲は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が乙に移転した後、速やかに乙に対し所有権移転登記手続をするものとする。ただし、所有権移転登記手続に要する登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第7条 乙は、この契約締結の時から売買物件を乙に引き渡すまでの間において、当該物件が甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、その損害は乙が負担し、甲に対して売買代金の減免又は契約の解除を請求することができない。

(特約条項)

第8条 乙は、売買物件が物件調書等（別紙）記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

(契約不適合責任)

第8条の2 乙は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

- (1) 修補をする場合において、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。
- (2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。
- (3) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことのできない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。
- (4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。
- (5) 本条の契約不適合により、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。
- (6) 本条の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。

2 前項の契約不適合について、乙は、甲に対して、代金減額を請求することはできない。

3 乙が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、甲は本条の責任を負わない。

4 第8条（特約条項）の内容については、第1項の契約不適合に該当しない。

(境界の疑義等)

第9条 乙は、売買物件の引き渡しを受けた後、売買物件の境界について第三者との間に疑義が生じたときは、乙の責任において処理するものとする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第10条 乙は、売買物件をこの契約の締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、乙の前条に定める公序良俗に違反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 前条に定める義務に違反したとき 金(売買代金の1割)円

(2) 第10条に定める義務に違反したとき 金(売買代金の3割)円

2 前項の違約金は、第13条第4項及び第5項に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第10条に定める義務に違反したとき又は次の各号の一に該当していると認められるときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合にはその者、法人である場合は役員又はその支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を

供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

5 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、契約解除の如何に関わらず、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払うものとする。

(原状回復義務)

第14条 乙は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、乙の費用をもって売買物件を原状に回復し、甲の指定する期日までに甲に返還しなければならない。

2 前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定期日までに当該物件の所有権移転登記の抹消登記及び抵当権設定登記その他の登記の各抹消登記手続に関する書類を甲に提出するものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第15条 乙は、第13条の規定によりこの契約を解除された場合には、売買物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを一切甲に請求しないものとする。

(返還金及び利子)

第16条 甲は、第13条の規定によりこの契約を解除した場合には、乙から売買物件の所有権移転登記及び手続の抹消、その他抵当権設定登記の抹消登記並びに第14条所定の原状回復義務の履行を受けた後、受領済みの売買代金から契約保証金並びに第13条第4項及び第5項の規定により、甲に支払うべき金額がある場合は、それらを控除して残金がある場合は、乙に返還するものとする。

2 前項の返還金には、利子を付さないものとする。

(契約の費用)

第17条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定等)

第18条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄するさいたま地方裁判所とする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 住 所 春日部市中央七丁目2番地1
氏 名 春日部市
春日部市長 岩 谷 一 弘

住 所

乙 氏 名 実印

物件番号	1
------	---

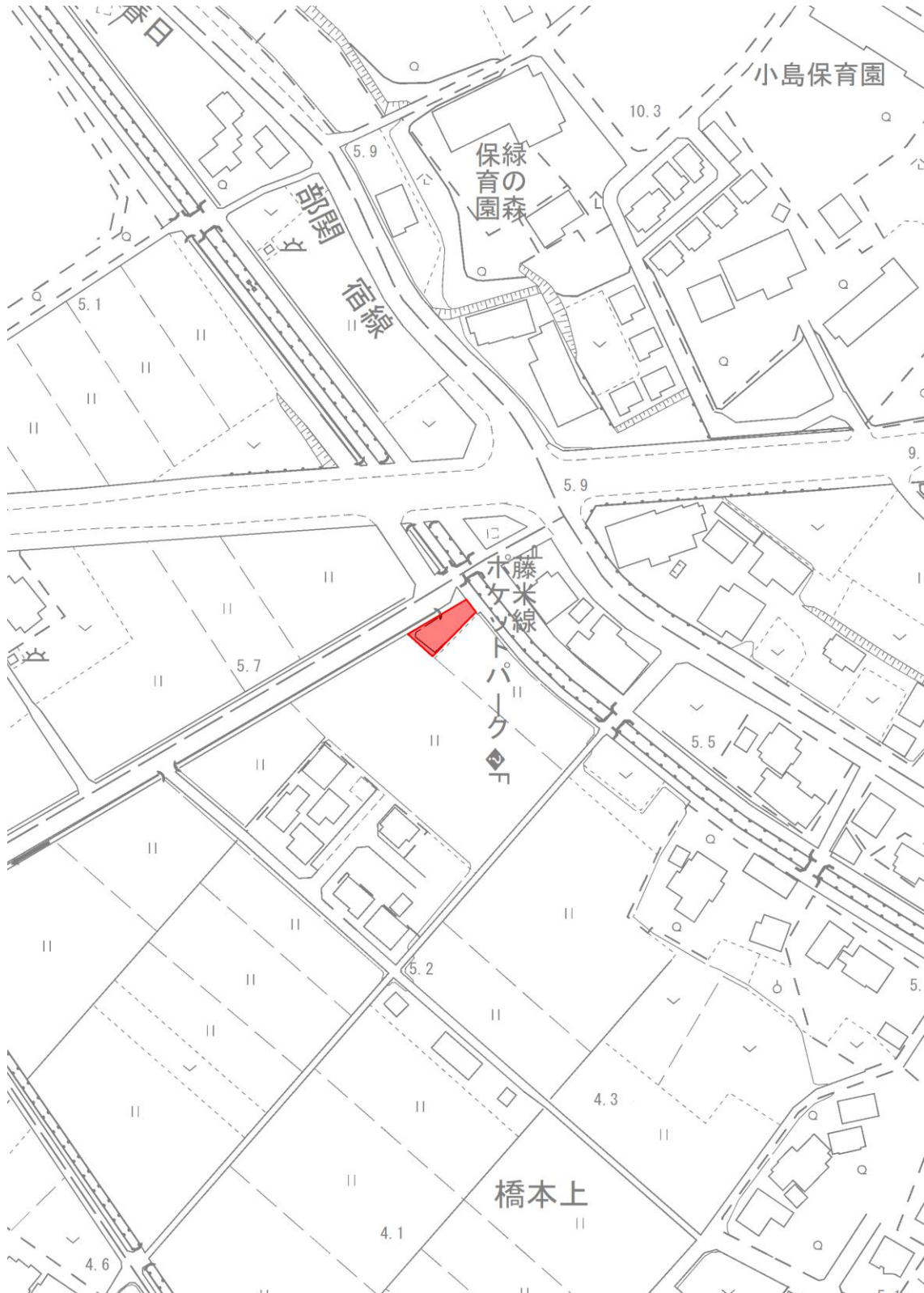
物 件 調 書

所在地		春日部市米崎字橋本上458番3				
実測面積		123.73㎡	地目	田	画地の状況	角地・不整形
最低売却価格		1,509,506円				
道路の状況		北側：市道1-104号線 幅員6.5m 舗装 (建築基準法上は接道していません。)				
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化調整区域				
	用途地域	指定なし	特別用途地区	指定なし		
	建ぺい率	60%	容積率	10%		
	高度利用地区	指定なし	防火地域	指定なし		
	日影規制	制限あり	その他	指定なし		
私道の負担等		無	負担の内容			
道路後退		無	道路後退基準			
供給施設 状 況	供給施設	引込状況	事業所名		電話番号	
	電 気	無	東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター埼玉		0120-995-001	
	公営上水道	無	春日部市役所 水道部業務課		048-736-1111	
	公共下水道	無	春日部市役所 建設部下水道課		048-736-1111	
	都市ガス	無	(株)エナジー宇宙は供給地対象外			
	そ の 他	・引込にあたっては、直接関係機関にお問い合わせ願います。 ・公営上水道の引き込みの可否については、建物の用途や配管の状況により異なるため、施工の際は事前協議が必要です。				
参考事項	・現状有姿での引き渡しとなります。 ・測量を実施しており、隣接地との境界は確定しています。 ・畑と隣接しています。 ・地下埋設物掘削調査は実施しておりません。ご了承の上お申し込みください。 ・地歴調査を実施しています。(入札案内書第18 資料の閲覧参照)					
		鉄道	東武アーバンパークライン 南桜井駅		約1.0km	
		バス	なし			
公共施設等	市役所	西 約4.6Km	市立川辺小学校		南東 約0.9km	
	市立医療センター	西 約5Km	市立葛飾中学校		北西 約0.4km	
	春日部警察署 南桜井駅前交番	北東 約1.0km	庄和南公民館		南東 約0.5km	

※この物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず申込者ご自身において、現地及び諸規制等についての調査・確認を行ってください。

案内図

物件番号 1 米崎字橋本上 458 番 3



公 図 写 し

物件番号 1 米崎字橋本上 458 番 3



記入例

一般競争入札参加申込書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

春日部市長 あて

令和 7 年 5 月 23 日（金）執行の市有地売却に関する一般競争入札に参加したいので、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 入札物件（入札する物件番号の前の□に✓印を付ける）

	物件番号	所在地	実測面積（㎡）
✓	1	米崎字橋本上 458 番 3	123.73

- 2 入札実施日時 令和 7 年 5 月 23 日（金） 午前 11 時 00 分

- 3 申込者 郵便番号 344 - 0000
住 所 春日部市〇〇町〇丁目〇番地
ふりがな かすかべ たろう
氏 名 春日部 太郎 実印
電話番号 048 - 000 - 0000

記入例

誓約書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

春日部市長 あて

市有地売払いに関する一般競争入札案内書（以下「入札案内書」という。）の内容を承知のうえ、令和 7 年 5 月 23 日（金）午前 11 時 00 分執行の令和 7 年度市有地売払いに関する一般競争入札（物件番号 1 番）に参加します。
なお、参加申込みにあたり、下記の事項に該当しないことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- 2 春日部市特別職及び春日部市職員（配偶者及び一親等内の親族を含む。）
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び第 6 号に規定する暴力団員
- 4 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員

申込者

住所又は所在地 春日部市〇〇町〇丁目〇番地

氏名又は名称 春日部 太郎 実印

記入例

(法人及び団体等による入札参加申込の場合に提出)

役員一覧

法人名又は団体名: _____

役 職 名	(フリガナ) 氏 名	性 別	生 年 月 日	住 所
		男・女	T S H 年 月 日	〒 -
		男・女	T S H 年 月 日	〒 -
		男・女	T S H 年 月 日	〒 -
		男・女	T S H 年 月 日	〒 -
		男・女	T S H 年 月 日	〒 -
		男・女	T S H 年 月 日	〒 -
		男・女	T S H 年 月 日	〒 -
		男・女	T S H 年 月 日	〒 -
		男・女	T S H 年 月 日	〒 -
		男・女	T S H 年 月 日	〒 -
		男・女	T S H 年 月 日	〒 -
		男・女	T S H 年 月 日	〒 -

- (注) 1. 登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。
 2. 氏名には必ずフリガナを記入し、性別(男・女)及び年号(T・S・H)に○印を付けてください。

記入例

代表者選任届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

春日部市長 あて

入札申込者 住 所 春日部市〇〇町〇丁目〇番地

氏 名 春日部 太郎 実印 権利の持分 2分の1

入札申込者 住 所 春日部市××町×丁目×番地

氏 名 春日部 次郎 実印 権利の持分 4分の1

入札申込者 住 所 春日部市△△町△丁目△番地

氏 名 春日部 三郎 実印 権利の持分 4分の1

令和7年5月23日（金）執行の市有地売却に関する一般競争入札にあたり、共有名義での申込人のうちから下記の者を代表者に選任し、市有地売却に関する一般競争入札及び付帯する事項に関する一切の権限を委任します。

記

物件番号 1

所在地 春日部市米崎字橋本上 458 番 3

代 表 者

住 所 春日部市〇〇町〇丁目〇番地

氏 名 春日部 太郎 実印

- (注) ※入札申込者には、申込者全員を記入すること。
※物件番号と、所在地との相違がないよう注意してください。

記入例

入札書

春日部市長 あて

入札者 住所 春日部市〇〇町〇丁目〇番地

氏名 春日部 太郎 実印

上記代理人 住所 春日部市△町△丁目△番地

氏名 春日部 次郎 印

物件番号	1											
入札金額				億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
					¥	2	0	0	0	0	0	0

春日部市契約規則及び公告等を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

令和7年5月23日

- (注) 1 物件番号欄には、市有地売払いに関する一般競争入札案内書（入札物件一覧表）に記載された物件番号を記載してください。
- 2 代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名を記載し、入札者の印鑑及び代理人の印鑑を押印してください。
- 3 入札金額は、算用数字ではっきりと記入し、数字の前に必ず「¥」記号を記載してください。
- 4 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。
- 5 共有名義で申込をした場合は、代表者選任届記載の代表者を入札者として記入してください。

記入例

委任状

代理人 住 所 春日部市△△町△丁目△番地

氏 名 春日部 次郎

(電話) 048 (7XX) 3XXX

代理人使用印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の市有地売払いに関する一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限

物件番号	1
所 在 地	春日部市米崎字橋本上 458 番 3

令和 7 年 5 月 2 3 日

委任者

住 所 春日部市〇〇町〇丁目〇番地

氏 名 春日部 太郎 実印

(電話) 048 (7XX) 1XXX

- (注)
- 1 委任者は、必ず実印を押印してください。
 - 2 代理人の使用する印鑑で、入札書の代理人印を押印してください。
 - 3 物件番号と、所在地との相違がないよう注意してください。

記入例

入札保証金提出書

令和 7 年 5 月 23 日

春日部市会計管理者 あて

入 札 者	〒	3	4	4	—	0	0	×	×	電話番号 (048) 7××-××××
	住 所	春日部市〇〇町〇丁目〇番地								
	氏 名	春日部 太郎							実印	

下記の金額を市有地売払いに関する一般競争入札保証金として提出します。
 なお、落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合は、提出した
 入札保証金を下記口座に振り込んでください。

¥ 100,000円

※受付日 令和 年 月 日

※受付番号

※取扱者

印

物件番号	1
開 札 日	令和7年5月23日

振 込 先	金融機関名	〇〇〇〇〇	銀行・信用金庫・その他					
		△△△△△	本店・支店・営業部					
	預金の種類	普通・当座・貯蓄・その他						
	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
	口座名義人 氏 名	(フリガナ) カスカベ タロウ 春日部 太郎						

- (注) 1 ※印以外全て記入してください。
 2 「金融機関名」「預金の種類」欄の該当する項目を○で囲んでください。
 3 振込先の「口座名義人氏名」欄は、法人の場合には代表者名の記入は
 不要です。

歳 計 外

納入通知書兼領収証書

No. _____

令和3年度 会計		歳入科目	
(納入者) 春日部 太郎 様			
金 額	100,000 円		
内 訳	摘 要	金 額	
	入札保証金		
	物件番号 1		
通 知 年 月 日 令和 ー 年 ー 月 ー 日 納 入 期 限 令和 ー 年 ー 月 ー 日 納 入 場 所 春日部市指定(収納代理)金融機関 (裏面記載)			
上記のとおり納入してください。			
春日部市長 岩谷 一弘			
上記の金額領収しました。		領収日付印	
春日部市指定(収納代理) 金融機関		管 財 課	

物件番号を
必ず記入

(取扱店→払込人)

春 日 部 市

入札書封印の要領

- 1 封筒は、参加申込の際にお渡しした「入札書提出用」封筒に、下記内容を黒のペン又はボールペン等の消えない筆記用具で記入してください。
- 2 入札書の印及び封印の印は、一般競争入札参加申込書に押印した印又は認め印を使用してください。

注・・・封筒に入れるもの

- ☐ 入札書
- ☐ 入札保証金提出書
- ☐ 金融機関の領収印がある納入通知書兼領収証書

(表)

入 札 書 提 出 用

入 札 書 在 中

春 日 部 市 役 所

物件番号	1
申 込 者	春日部 太郎
代 理 人	春日部 次郎

次の書類を同封してください。

- ☒ 入札書
- ☒ 入札保証金提出書
- ☒ 金融機関の領収印がある
納入通知書兼領収書

(裏)

封印

 3か所
に押印

 認め印
可

お問い合わせ

管財課 資産管理担当

所在地：〒344-8577

春日部市中央七丁目2番地1

市役所 第2庁舎5階

電 話：048-736-1111

内 線：2332・2333・2334

F A X：048-734-5516